

熊本市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

制定 平成26年11月14日健康福祉子ども局長決裁

改正 平成27年4月1日高齢介護福祉課長決裁

改正 平成28年4月1日高齢介護福祉課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付老発第0330077号厚生労働省老健局長通知）の規定に基づき、法第115条の32第2項により熊本市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出るとされた指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査及びこれに付随する事務（以下「検査等」という。）について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査実施機関)

第2条 検査は、健康福祉局福祉部高齢介護福祉課が実施する。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 一般検査（概ね6年に1回）

業務管理体制の届出内容を確認するため、定期的に書類等の提出又は事業者本部等への立入り等の方法により実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に、事業者本部等への立入り等の方法により実施するものとする。

(検査対象等)

第4条 検査計画及び検査対象の選定は次の各号のとおりとする。

(1) 一般検査

毎年度策定する実施計画に基づき、検査対象を選定するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

(検査方法等)

第5条 一般検査及び特別検査は、次の方法により行うものとする。

(1) 実施通知

検査の実施に当たっては、あらかじめ検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期その他必要な事項を通知するものとする。ただし、立入検査を実施する場合等、実効性ある実態把

握の観点から必要と認める場合にはこの限りでない。(通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。)

(2) 検査方法

検査は、「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号厚生労働省老健局長通知）を踏まえ実施するものとする。

2 行政上の措置等は、次のとおりとする。

(1) 勧告

介護サービス事業者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

(2) 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

(3) 行政上の措置に係る対応

前2号に規定する行政上の措置を行った場合は、期限を定めて報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが、改善を要すると認めた事項についても、同様に、改善報告を求めるものとする。

(4) 介護サービス事業者が、同項2号に規定する命令に違反した場合は、関係市町村長に文書により通知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。